

第 12 施設保護

1 施設の概要

前記第 2 - 5 記載のとおり、被保護者に対する扶助は、その者の居宅において行うことが原則となっている。また、その扶助は金銭給付を原則としているが、医療扶助や介護扶助など金銭給付が適当でないものは、直接に医療サービスなどを受けてもらうこと（現物給付）により支給される。

居宅生活が困難で、事情によっては施設入所によらなければ法の目的が達せられない場合があり、この場合は施設入所により保護を行う。

（ 1 ） 救護施設

救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。

また、この施設に通所して、生活指導・生活訓練等に参加することによって、自立促進を図る通所事業や、訓練用に施設が確保した住居で、より居宅生活に近い環境で生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する居宅生活訓練事業も行っている。

浜松市には現在、前記第 3-3 記載の 5 施設がある。

（ 2 ） 宿所提供施設

宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、現物給付として住宅扶助を行うことを目的とする施設をいい、浜松市には前記第 3 - 3 記載の 1 施設がある。

2 保護施設事務費の支弁基準

救護施設および宿所提供施設の運営に要する費用は、施設事務費として国の基準に基づき次のとおりに定められている。なお、施設事務費の 3 / 4 は国の負担となっている。

区分	内容
一般事務費	一般事務費単価表の取扱定員により、人件費・管理費が設定されている。
加算分 機能回復訓練業務委託費加算額	1 施設当たり年額 307,840 円 理学療法士又は作業療法士により週 1 回以上実施
精神科医雇上費加算額（救護施設）	加算回数に応じて 1 施設当たりの年額が設定されている。 すべての救護施設に対して月 1 回分を加算し、更に対象者数に応じて加算回数を加える。
指導員加算	取扱定員により、入所者 1 人当たり月額が設定されている。 1．救護施設 ア 指導員の加算配置数は、障害者入所率が規定する率以上 イ 入所者数が 50 人以上、かつ、定員に対し入所者数が 90%以上 2．宿所提供施設 ア 指導員の加算配置数は 1 人 イ 定員に対する利用者数の占める割合 50%以上
看護師加算（救護施設）	取扱定員により、入所者 1 人当たり月額が設定されている。 ア 看護師の加算配置数は、定員 180 人以下の施設で 1 人 イ 障害者入所率が 50%以上 ウ 入所者数が 50 人以上、かつ、定員に対し入所者数が 90%以上
介護職員加算（救護施設）	取扱定員により、入所者 1 人当たり月額が設定されている。 ア 介護職員の加算配置数は、救護施設介護職員加算算定調書のとおり イ 入所者数が 50 人以上、かつ、定員に対し入所者数が 90%以上

区分	内容
精神保健福祉士加算（救護施設）	取扱定員により、入所者 1 人当たり月額が設定されている。 ア 加算配置数は、障害者入所率が規定する率以上 イ 入所者数が 50 人以上、かつ、定員に対し入所者数が 90%以上
施設機能強化推進費	「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和 62 年 7 月 16 日 社施第 90 号）」による
居宅生活訓練事業費（救護施設）	「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和 62 年 7 月 16 日 社施第 90 号）」による 利用者が 5 名以上：1 施設当たり月額 758,670 円 利用者が 3～4 名：1 施設当たり月額 603,670 円
民間施設給与等改善費	「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（昭和 63 年 5 月 27 日 社施第 84 号）」による
保護施設通所事業事務費(救護施設)	「保護施設通所事業の実施について（平成 14 年 3 月 29 日 社援発第 0329030 号）」による ア 事業定員数は 10 名以上、かつ、入所定員数の 50%以内 イ 専任の直接処遇職員を 3 名以上配置し、そのうち常勤職員は 2 名以上

以上の区分に従って施設事務費を取りまとめ、施設別に入所者 1 人当たりの 1 か月分の支弁基準額を表わしたのが次の表である。

平成 23 年度施設事務費支弁基準額表

【救護施設】

(単位：円)

施設名	4 月分	5 月以降	備考
慈照園	212,000	209,250	通所事業分
	25,720	25,720	
西山園	150,520	148,100	
入野園	159,330	156,910	
聖隷厚生園讃栄寮	218,720	216,080	通所事業分
	24,810	24,810	
清風寮	178,330	175,540	

【宿所提供施設】

(単位：円)

施設名	4 月分以降	備考
浜松希望寮	29,640	

救護施設は4月分に寝具乾燥消毒費の加算が認定されている。
平成23年度改定は8月に通知。9月以降に4月に遡及して各施設、実施機関で差額調整を実施。

施設事務費の実績額の推移は次のとおりとなっている。

(単位：円)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
521,116,982	541,478,757	547,173,804	534,557,099	544,498,035

3 浜松市単独の補助金

上記「2 保護施設事務費の支弁基準」による運営費の負担に加えて、浜松市単独の補助金として「浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金」がある。

この補助金の趣旨は、民間社会福祉施設の職員の給料、福利厚生費等の処遇改善に必要な助成を行い、もって民間社会福祉施設の円滑な運営に資するためとしている。交付基準は、民間施設給与等改善費加算額をベースとして交付要綱に定められており、国の制度を補完するものといえる。

交付の対象となる経費は、管理運営にかかる経費のうち、次のとおりとなっている。

浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金対象経費

支出項目	
人件費	職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職共済掛金、法定福利費
事務費	福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、雑費
事業費	給食費、保健衛生費、教養娯楽費、日用品費、本人支給金、水道光熱費、燃料費、消耗品費、器具什器費、教育指導費、雑費

同補助金の生活保護施設に関する交付実績額の推移は次のとおりとなっている。

(単位：円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
浜松希望寮	686,000	858,000	548,000	432,000	594,000
慈照園	5,710,000	6,802,000	8,112,000	7,990,000	9,192,000
聖隷厚生園 讃栄寮	5,301,600	6,835,200	6,914,400	6,816,000	7,036,800
清風寮	7,716,000	8,996,000	9,188,000	6,676,000	7,668,000
計	19,413,600	23,491,200	24,762,400	21,914,000	24,490,800

(注)平成 22 年度に清風寮の交付実績額が大きく減少しているが、これは、算定基礎となる職員数が増加したことにより、民間施設給与等改善費加算率が 15%から 11%に下がったことによる。浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金は、施設職員の給料、福利厚生等の処遇改善に必要な助成を行い、民間社会福祉施設の円滑な運営を図るために、予算の範囲内で交付する補助金。

4 監査の結果

(1) 意見

民間施設給与等改善費加算について

民間施設給与等改善費加算が、浜松市立の西山園と入野園を除き、支弁・交付されている。西山園、入野園は公設の施設であるため、対象外としているが、「民間施設給与等改善費」の内容からすると設備ではなく職員の人件費等に係るものであると考えられるため、両園(運営する指定管理者)に対する支給を検討する必要があるのではないかと考える。

(2) その他

救護施設および宿所提供施設の運営管理について

救護施設および宿所提供施設の入所状況は、次のとおり高い入所率となっており、十分にその役割を果たしているといえる。

救護施設

(平成23年4月1日現在)

施設名	定員	現員	うち浜松市入所者	入所割合
慈照園	50名	男36名	27名	75%
		女16名	15名	93%
		計52名	42名	80%
西山園	60名	男40名	39名	97%
		女20名	19名	95%
		計60名	58名	96%
入野園	50名	男29名	27名	93%
		女23名	20名	86%
		計52名	47名	90%
聖隷厚生園 讃栄寮	60名	男35名	24名	68%
		女31名	23名	74%
		計66名	47名	71%
清風寮	100名	男58名	27名	46%
		女45名	25名	55%
		計103名	52名	50%
合計	320名	男198名	144名	72%
		女135名	102名	75%
		計333名	246名	73%

(注) 清風寮は、旧天竜市に所在し、近隣他自治体からの受け入れがあり入所割合が低い。

宿所提供施設

(平成23年4月1日現在)

施設名	定員	現員	うち浜松市入所者	入所割合
浜松希望寮	50名	男40名	37名	92%
		女0名		

また、施設事務費の支弁および「浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金」の交付手続、金額計算につき、試査により確認したところ、いずれも規定、交付要綱に従い適正に事務が執行されていた。